三重県介護ロボット導入支援事業実施要領

（目的）

第１条　介護ロボット導入支援事業（以下「支援事業」という。）は、新たな技術を活用した介護ロボットの導入により、高齢者の自立支援や介護従事者の身体的負担の軽減及び業務の効率化（以下「介護従事者の負担軽減等」という。）など、介護従事者が継続して就労するための環境を整えるとともに、先駆的な取り組みにより普及促進を行うことを目的とし、三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助対象事業とは、当該年度において第４条の要件を満たす介護ロボットを導入する事業をいう。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号）第８条（第６項、第１２項及び第１３項を除く。）に掲げる事業を行う事業所及び施設とする。

（機器の対象範囲）

第４条　介護ロボットとは、次の全ての要件を満たす機器とする。

（１）①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの日常生活支援として使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

（２）次のいずれかの技術的要件を満たす介護ロボットであること。

　　ア　ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮

する介護ロボット。なおロボット技術とは、①センサー等により外界や

自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結

果に応じた動作を行う介護ロボットのことをいう。

　　イ　経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成３０

年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された

介護ロボット。

（３）販売価格が公表されており、一般的に購入又はレンタル、リース契約が

締結できる状態であること。

（導入限度台数）

第５条　導入限度台数は次のとおりとする。

（１）第８条に掲げる一計画につき一回の補助とする。

（２）一回あたりの限度台数は、次のとおりとする。

　　ア　施設及び居住系のサービスは、利用定員数を１０で除した数を限度台

数とする（小数点以下は切り上げとする）。

　　イ　在宅系サービスは、利用定員数を２０で除した数を限度台数とする（小数点以下は切り上げとする）。

（対象経費）

第６条　介護ロボットの購入若しくは３年以上のレンタル、リース及び機器の設置に要する経費とする。ただし、以下のものは対象経費から除くものとする。

ア　機器のメンテナンスに要する経費

イ　保険料

ウ　消費税及び地方消費税

エ　交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したもの

オ　導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費

カ　その他、本事業として適当とは認められない費用

（補助金の交付額）

第７条　介護ロボット導入にかかる補助額の交付額は、１機器につき３０万円とする。ただし、６０万円未満のものは価格に２分の１を乗じて得た額を上限とし、１，０００円未満は切り捨てとする。

（導入計画）

第８条　事業者は、介護従事者の負担軽減等のための介護ロボット導入計画を作成する。

２　事業実施計画書（交付要領別紙２）には、導入後３年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とすること。

（補助金の交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする事業者は、知事が別に定める期日までに、交付要領第６条の規定に基づき申請するとともに、その他参考となる資料として様式１を添付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第１０条　補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）交付要領第５条の条件。

（２）補助事業者が支援事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（事業開始報告）

第１１条　補助事業者は、支援事業を開始したときは様式２により、事業開始後７日以内に知事に報告しなければならない。なお、事業の開始とは、一般競争入札の場合は入札告示日、指名競争入札の場合は指名通知を発した日、随意契約による見積合せの場合は見積もり依頼を発した日をいう。

（入札（見積）結果報告）

第１２条　補助事業者は、入札（見積合せ）が終了したときは、速やかに様式３により知事に報告しなければならない。

（事業完了報告）

第１３条　補助事業者は、支援事業が完了したときは、事業を完了した日から

　５日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る県の会計年度の３月３

　１日のいずれか早い日までに、様式４により支援事業の完了について知事に

　報告しなければならない。

（実績報告）

第１４条　補助事業者は、交付要領第１４条に規定する実績報告を行う場合は、交付要領第８号様式のその他参考となる資料として、次に掲げる補助対象経費の支払いに係るすべての書類の写しを添付するものとする。

　　ア　契約書

　　イ　見積（明細）書

　　ウ　請求書

　　エ　領収書

　　オ　納品書

（導入効果の報告）

第１５条　補助事業者は、支援事業により介護ロボットを導入したことにより得られた効果に関するデータ等について、客観的な評価指標に基づき、導入年度の翌年度から３年間、各２月末日までに様式５により報告しなければならない。

　附　則

　この要領は平成２７年１０月１３日から施行し、平成２７年度分の補助金か

ら適用する。

　附　則

　この要領は平成２８年１２月６日から施行し、平成２９年度分の補助金か

ら適用する。

附　則

　この要領は平成２９年１０月１８日から施行し、平成２９年度分の補助金か

ら適用する。

附　則

　この要領は平成３０年６月２２日から施行し、平成３０年度分の補助金か

ら適用する。